

JA だより みづま

2020
10 月号
No.438

三潯町農業協同組合



今月の表紙 水稲・大豆ヘリ防除



水稻出荷時のお願い

水稻の収穫がいよいよ始まります。

ＪＡカントリーエレベーターに出荷される際は以下のことを守っていただきますようお願いいたします。

- ・配布されるチケットの日付と荷受け時間を守る。
 - ・前日刈りをしない。
 - ・ベルトやヒモが切れかけているフレコンで出荷しない。
 - ・フレコン底のヒモを結んでいるのかを確認する。
 - ・フレコンを運ぶ時に急発進・急旋回・急ブレーキをしない。
- 以上の事を守り、事故等がないよう安全に作業をしましょう。

【お問い合わせ】

〈荷受けについて〉

営農経済部 農産課 TEL:0942-64-2213

〈フレコン購入について〉

営農経済部 農機燃料課 農機具・家電センター TEL:0942-64-4275

▲▲▲ 野外焼却は法律で原則禁止されています。▲▲▲ ～消防署からのお知らせ～

野外焼却にご注意

野外焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則禁止されていますが、下記に該当する周辺地域の生活環境に与える影響が軽微なものについては、例外とされています。

＜風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却＞

例) 祭事上等の焼却(どんと焼き、さぎっちょ、キャンプファイヤー等)

＜日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却＞

例) 家庭内における清掃を目的とした焼却(落ち葉の焼却等)

＜その他認められる焼却＞

例) 農業、林業又は漁業を営むためやむを得ない焼却(麦ワラ、稲ワラの焼却)

例外として野外焼却を行う場合は次のことに注意してください。

＜燃やす前の注意点＞

- (1) 風の強い日や乾燥注意報等が出ているときは絶対に行わない。
- (2) 消火の準備をする。(水バケツ、消火器等)
- (3) 周囲に燃えやすいものがない場所で行う。(風下には特に注意)

＜燃やしているときの注意点＞

- (1) 火を消すまではその場を絶対に離れない。
- (2) 燃え広がりを防ぐために少しずつ焼却する。

＜消火後の注意点＞

- (1) 完全に火が消えたことを確認する。



ＪＡでは麦・稲ワラのすき込みを推進しています。

野外焼却を行う場合は上記のことを守り、安全に作業をしましょう。また、もし炎が大きくなった場合は無理に消火しようとせず、速やかに消防署(119番)に通報しましょう。

【お問い合わせ】

＜火災について＞久留米広域消防本部 三潞消防署 TEL:0942-62-2185

＜すき込みについて＞ＪＡみづま 営農経済部農産課 TEL:0942-64-2213

すき込みで地力増進

稲わらを早期にすき込むことで、地力増進、病害虫抑制等の効果が期待できます。

【地力増進効果】

出穂期から登熟期が高温傾向にあり、後期栄養不足や稲体の活力低下による登熟不良を招き、品質低下の大きな要因となっています。

そのため、稲わらすき込みや土づくり資材※の施用により、地力増進が重要になります。また、秋にすき込むことにより、春のすき込みよりメタンガス・硫化水素の発生が抑えられ根腐れ等の生育障害を軽減することができます。

＜すき込み時期＞

稲わらのすき込みは、収穫後できるだけ早く、地温の高い時期に、土づくり資材を散布後実施してください。これは、稲わらの分解を担う土壌微生物は地温が15度以下になると活性が低下するため、すき込みが遅くなると稲わらの分解が十分進まないためです。

＜すき込み方法＞

稲わらの分解に必要な酸素供給や春先の土壌の乾燥促進等を考慮し、耕深は5～10cmの浅うちとしてください。湿田や冬期に湛水しやすい水田は、排水溝を作ります。

【病害虫抑制効果】

①いもち病

菌は被害わらで越冬して翌年の発生源となるので、いもち病が発生した圃場は、収穫後、速やかにすき込むことで、圃場で越冬する菌を抑制できます。

②紋枯病

菌株で越冬しますので、早期に稲わらをすき込むことで、圃場内に残存する菌核を減少させます。

③ニカメイガ

ニカメイガの越冬虫は、稲わらに潜んでいますので、収穫後に稲わらをすき込み、幼虫が越冬しないようにします。

【雑草抑制効果】

オモダカ・クログワイ等の多年生雑草は、低温や乾燥に弱いので、耕うんにより塊茎を掘り出し、地表面にさらすことで、塊茎量を減らす効果があります。

【お問い合わせ】

営農経済部 農産課 TEL:0942-64-2213

8/20 8/24 8/25 9/15

職員向け個人情報保護法関連研修会開催

JAでは、毎年策定する「コンプライアンス・プログラム」に基づき、役職員対象の研修会を行っています。

今回は個人情報等の確認や通常業務における個人情報漏洩防止の再確認と、万一漏洩した場合の罰則について復習しました。



9/9 水稲・大豆ヘリ防除

JAは無人ヘリコプターを使って水稲・大豆の防除作業を行いました。

今年は水稲「夢一献」「ヒノヒカリ」「ヒヨクモチ」約98ha、大豆「フクユタカ」約33haの圃場に農薬を散布しました。

この作業は生産者の労働力削減に繋がるよう毎年作業の受託を行っています。



福岡独自品種の不正な生産・流通を防ぎましょう!



水稲・元気つくし



イチゴ・あまおう



イチジク・とよみつひめ



カキ・秋王

これらは福岡県が育成した代表的な登録品種です。 ルールを守って、農産物の価値をまもりましょう!

- ・不正入手した種苗の無断栽培は、**種苗法違反**です。
- ・違反した場合、損害賠償を求められたり、刑事罰が科せられることがあります。
- ・正規種苗の販売先は記録されているため、不正に入手した種苗で生産・販売すると、不正はすぐに判明します。
- ・品種名を偽っても、DNA判定により明らかになります。
- ・増殖した種苗を無断で他人に譲る行為も、**種苗法違反**です。

＜不正な種苗流通の通報・お問い合わせはこちら＞

福岡県農林産物知的財産権センター(福岡県農林業総合試験場企画部知的財産活用課)

〒818-8549 筑紫野市大字吉木587 TEL:092-924-2986

FAX:092-924-2981

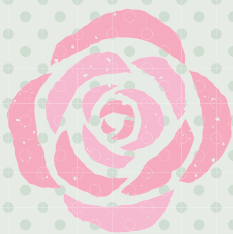
8/24

いちご株冷処理開始

JＡいちご部会はいちご・たまねぎ集荷場の冷蔵倉庫でいちご「博多あまおう」の花芽分化を促進するため株冷処理を行いました。

部会員はコンテナに詰めたポット苗を集荷場に持ち込みました。

株冷処理は、需要期に合わせた出荷量確保のため毎年行っています。



9/8

いちご検鏡開始

JＡいちご部会はいちごの適期定植を確認する花芽の検鏡を行いました。

この作業は生産者が持ち込んだいちご苗の花芽分化の状況をJＡ担当者と普及指導センター指導員が確認して、適期定植を促すため毎年行っています。



いちご部会総会及び令和元年度産いちご優秀農家表彰

【役員】変更なし

【育苗共進会】

最優秀賞：中島 豊 優秀賞：生津 千吉

【増収共進会】

・面積当たり販売高最高位の部

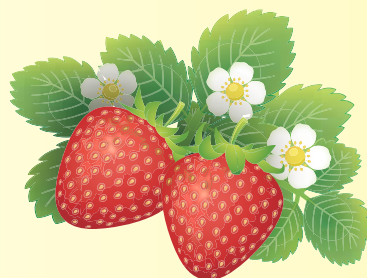
25アール以上・・・最優秀賞：堤 武宏

20アール以上・・・最優秀賞：牛原 政史

20アール未満・・・最優秀賞：中村 国昭

・秀品率最高位の部

最優秀賞：池田 和也 優秀賞：富松 巧



優秀賞：田川 敏子

優秀賞：生津 千吉

優秀賞：池田 和也

優良賞：小川 俊裕

優良賞：森永 正治



握力の低下と手作業

握力の低下と作業安全について解説します。握力は、物を把持するのに重要な役目を果たしており、しっかり持てない場合には、落下させたりし、思わぬけがにつながります。図は、各種データから作図したのですが、20代でピークとなり、以後は加齢に伴って低下する傾向を示しています。男女共に、20代のピークと比べると70代で70%前後まで低下しています。筋トレなどによって維持できることはあっても、より強くはできないようです。

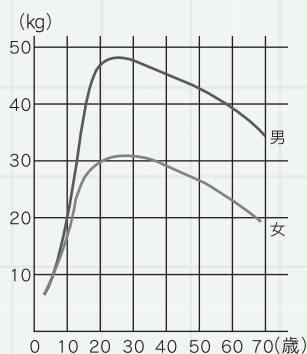


図 加齢による握力の変化

物を持つときはグリップを握る、ばらばらになりやすい場合はひもで縛るなどをする、腰はなるべく曲げずに体に近づけて運ぶ、量が多い場合は小分けする、大きな物は2人で運ぶ、運搬距離が長い場合は、運搬用具を使う、などの配慮が必要です。握力の低下が不自然な姿勢につながり、体の他の部位に影響することもありますし、つかみそこなって、足に落とすこともあります。

農作業では機械化が進んでも、随所に手作業が必要です。対象物の表面が滑りやすかったり、持ちにくかったりすると、握力の低下が原因となって思わぬ事故につながります。トラクターや歩行型トラクターでは、作業の内容によって、ウエートを付けたり外したりする場面があります。20kg程度あり、持ちにくい場合もあります。取り付ける際に落下させることは少ないですが、取り外すときに、作業姿勢と把持のしにくさによって、固定していたピンを外すと急激な重さが手にかかり、落としそうになり、足の上に落下させたり、地面とウエートの間に手指を挟み挫傷や骨折に至る事例も報告されています。

乾燥後のもみを袋詰めし、保管のために運ぼうとして、袋を把持し切れずに落としたり、突起物に引っ掛けて袋を破損する事例もあります。背の低い人の場合には、もみ袋を必要な高さに持ち上げることができずに、引きずったり、足元が不安定になり、つまづく事例もあります。

税務署からのお知らせ

毎年11月に開催しております年末調整説明会につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を踏まえ、今年度の開催を中止させていただきます。

お手数をおかけしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

年末調整に関する各種情報については、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページはこちら

<https://www.nta.go.jp>

久留米税務署 

☎0942-32-4461

(自動音声に従い「2」を選択してください。)



令和2年7月豪雨における国税の申告期限等の延長について

災害により国税の申告、申請、請求、納税などを期限までにできないときは、次のような期限の延長や納税の猶予などができる場合があります。

- 1 申告、納付などの期限延長(国税通則法第11条)
- 2 納税の猶予(国税通則法第46条)
- 3 予定納税の減額(災害減免法又は所得税法第111条)
- 4 所得税の軽減免除等(災害減免法又は所得税法第72条等)
- 5 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(租税特別措置法第41条)
- 6 源泉所得税の徴収猶予又は還付(災害減免法)
- 7 災害等により払い出した財産形成非課税住宅(年金)貯蓄の利子等の非課税措置(租税特別措置法施行令第2条の25第2項等)
- 8 ジュニアNISAに係る非課税措置(租税特別措置法第37条の14第2項等)
- 9 災害により被害を受けた場合の法人税の特例(法人税法第78条等)
- 10 特定非常災害に係る消費税の届出等に関する特例(租税特別措置法第86条の5)
- 11 契約書等に係る印紙税の非課税(租税特別措置法第91条の2、第91条の4)
- 12 被災自動車に係る自動車重量税の還付(租税特別措置法第90条の15第2項)
- 13 納税証明書の無料発行(国税通則法施行令第42条第4項)
- 14 酒類販売業者の酒類相当額の還付(災害減免法)

詳しい内容については、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

(国税庁ホームページ<https://www.nta.go.jp>)

(久留米税務署 ☎0942-32-4461) ※電話でのお問い合わせの際は、自動音声案内に従い「税務署にご用の方(2番)」を選択(プッシュ又はダイヤル)してください。



手軽に健康 手指体操

健康生活研究所所長 ● 堤喜久雄

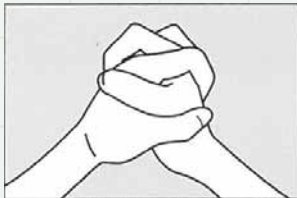
指の曲げ伸ばしで頭も体もすっきり

10月になれば朝晩は涼しく過ごしやすくなります。頭もさえ、まさに「灯火親しむべし」季節。頭も体もすっきりとさせる体操をご紹介します。

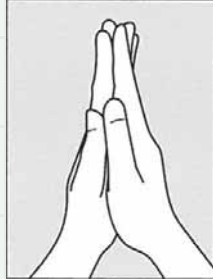
両の手のひらを合わせ、指を絡ませたり伸ばしたりすることで脳へ刺激を与え、手の甲のつぼ刺激にもなります。また、手のひらを合わせることで体温、滑らかさや硬さ、湿り気や乾燥具合など、普段、意識を向けないような皮膚の感触を味わってみることもお勧めします。実は、この動作は安心感や心身を整える働きがあるともいわれます。

自分の内面のケアも行える、シンプルですが奥の深い体操でもあるのです。秋の夜長、手指体操で頭すっきり、心身穏やかなひとときを。

手指の触れ合う感触も味わう



(1)左手の親指が手前に来るように握ります。指先に力を込めると手の甲のつぼ刺激になります。5秒ほどかけて息を吐きながら、じんわりと力を入れます。



(2)手の力を抜いて指を伸ばし、手のひら、指先を合わせます。このとき触れ合う手指の感触も味わってみましょう。これも5秒ほど。



(3)右手の親指が手前に来るように両手を握ります。(1)と同様に5秒ほどかけて息を吐きながら、じんわりと力を入れて。(1)～(3)の体操を繰り返します。

13の人権の課題

★アイヌの人々

アイヌの人々独自の豊かな文化が、同化政策や人々の高齢化などの影響により、十分な保存・伝承が図られていないとは言い難い状況にあります。アイヌの人々への正しい理解・知識を共有して、依然として存在する偏見や差別の解消に取り組み、アイヌ文化の復興に配慮していきましょう。

農繁期休日営業について

JAは10月の農繁期に伴い、下記の施設で日曜日営業を行います。
ぜひご利用ください。

	農機具・家電センター	西牟田給油所
10月11日(日)	8:30～17:00	8:30～17:00
10月18日(日)	8:30～17:00	8:30～17:00
10月25日(日)	8:30～17:00	8:30～17:00

※日曜日の配送については、休業とさせていただきます。

【お問い合わせ先】 農機具・家電センター TEL:0942-64-4275
西牟田給油所 TEL:0942-65-1255

組合員資格のご確認と 異動手続きのお願いについて

組合員の皆様の組合員資格、住所、氏名等に変更があった場合は変更手続きが必要です。変更がある場合は本所窓口にご相談の上、変更手続きをお願いいたします。手続きの際には運転免許証等の本人確認できる公的書類と印鑑をご持参ください。

なお、組合員資格要件は以下のとおりです。

【正組合員資格】(①・②のいずれかに該当する方)

①農業を営む個人であって、住所又は耕作する土地が三潆町にある方。

②1年のうち60日以上農業に従事し、住所又は耕作する土地が三潆町にある方。

【准組合員資格】(①・②のいずれにも該当せず、③・④のいずれかに該当する方)

③三潆町に住所があり、JAの事業を利用している方。

④三潆町の事業所に勤務し、JAの事業を1年以上継続利用している方。

【お問い合わせ先】

総務部 管理課 TEL:0942-64-2211

台風9・10号お見舞い

このたびの台風により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。
1日も早い復旧と、皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。



いよいよ水稻の収穫が始まります。コンバインでの横転事故や、粉を入れたフレコンを運ぶ時の運転等には十分に気を付けましょう。また、収穫後にはすき込みを行うようよろしくお願いいたします。(安部)



三潆町農業協同組合

〒830-0102 福岡県久留米市三潆町田川211
ホームページ: www.ja-mizuma.or.jp

お問い合わせ

(0942)

64-2211